

第20回千葉海区漁業調整委員会 議事録

- 1 日 時 令和5年5月26日（金） 午後3時30分から
- 2 場 所 千葉県水産会館 6階 会議室
- 3 出席者
- 委 員 鈴木 直一、清水 正夫、黒沼 吉弘、本田 直久、滝口 宜彦、
江野澤 均、佐久間 國治、平島 孝一郎、松本 めい子、鈴木 正男、
小栗山 喜一郎、坂本 雅信、和田 一夫
- 専 門 委 員 北澤 直諒、齋藤 御津久、嶋津 圭一
- 水 産 課 石黒課長
大槻漁業調整班長、中川副主査
篠原漁船漁業班長、植木副主査
- 漁業資源課 宮嶋課長
藤元資源管理班長、武田副主査
- 水産事務所 銚子：小舟所長、山下課長
館山：山田所長、永山課長
勝浦：原所長、三井課長
- 水産総合研究センター
尾崎資源研究室長
- 事 務 局 玉井副技監、川合主査

4 議事事項

- (1) 小型定置網漁業の制限措置等について（諮問）
- (2) 小型定置網漁業の許可方針について（協議）
- (3) 地びき網漁業の制限措置等について（諮問）
- (4) 地びき網漁業の許可方針について（協議）
- (5) 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する
令和5管理年度における漁獲可能量の追加配分案について（諮問）
- (6) 漁業法第73条第2項第2号に規定する「地域の水産業の発展に最も寄与する
と認められる者」の判断基準について（協議）
- (7) 遊漁のまき餌釣りに係る委員会指示について

(8) その他

5 審議経過

【玉井副技監】

皆さん、こんにちは。ただいまから、第20回千葉海区漁業調整委員会を開会いたします。

本日は急遽、石井会長が体調を崩され欠席されておりますので、漁業法施行令第13条の2に「会長に事故あるときはあらかじめ委員が互選した者がその職務を代理する」となっておりますので、鈴木会長代理から挨拶を申し上げます。

【鈴木会長代理】

皆様、こんにちは。皆様には第20回千葉海区漁業調整委員会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

寒からず暑からずの過ごしやすい季節を迎えておりますが、これから梅雨に向かう折、皆様、体調には十分御留意ください。

本日は最初に委員の叙勲について御紹介いたします。このたび、佐藤委員におかれましては、多くの功績が認められ、旭日双光章が授与されました。本日、佐藤委員は所用により欠席されておりますので、本人の御都合と県議会等の日程を勘案し、7月開催の第22回委員会の前に祝賀式を行いたいと考えております。

さて浜の状況であります。外房・安房の各地の磯では海士によるアワビ漁が解禁となりました。口開けのクロアワビは昨年より高値で取引されたとのことです。また近年、資源状況が高位・増加傾向となっているイセエビであります。2022年漁期も200トンを超えているとのことです。今後の漁模様に期待したいところであります。

本日の議案は「小型定置網漁業と地びき網漁業の制限措置や許可方針」、「漁業の免許の申請が複数ある場合の判断基準に関する協議」、「クロマグロの漁獲可能量の追加配分案」、「遊漁のまき餌釣りの委員会指示」についてです。いずれも重要案件でありますので、委員の皆様方の慎重審議をお願いいたしまして挨拶いたします。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

【玉井副技監】

ありがとうございました。

ここで本日の委員の出席状況を御報告申し上げます。

本日の会議に出席できない旨、連絡のありました委員は石井会長と佐藤委員の2名でございます。委員定数15名のうち13名の出席をいただいておりますので、本日の会議は成立していることを御報告申し上げます。なお、専門委員の田邊委員からも出席できない旨の御連絡がございました。

次に本日の委員会の進め方についてですが、本日は多くの議題を審議することから、朗読は省略させていただきますので御了承願います。

次に議長でございますが、漁業法施行令第13条及び委員会会議規程第3条の規程により、鈴木会長代理にお願いをいたします。

【鈴木会長代理】

はい。それでは議事を進行いたします。

まず本日の議事録署名人であります。委員会会議規程第11条の規定により私から指名します。平島委員と坂本委員にお願いいたします。

続いて、議題に入ります。

第1号議案「小型定置網漁業の制限措置等について（諮問）」と第2号議案「小型定置網漁業の許可方針について（協議）」は関連がございますので、一括上程することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

【鈴木会長代理】

異議なしとのことですので、第1号議案と第2号議案を一括上程いたします。

それでは水産課から説明をお願いいたします。

【篠原班長】

説明概要：これまで共同漁業権漁業として管理していた漁協自営の小型定置漁業について、9月1日の漁業権一斉切替に合わせて、知事許可漁業に移行するため、現行の操業形態を継続できる内容とした制限措置や許可方針等について、諮問・協議するもの。

【鈴木会長代理】

説明が終わりました。質疑に入ります。

御意見、御質問がございましたらお願いします。はい、黒沼委員。

【黒沼委員】

御説明ありがとうございます。特に異議があるわけではないんですが、幾つか確認のために教えてください。

先ほどの御説明の中で、これまで、第2種共同漁業権の小型定置漁業の漁具設置ということで、毎年、たしか協議をしていたと思うんですけど、その中で、それまで示されていた地図は、今回、参考として出されている海上保安庁発行の水路図誌ではなくて、何か書かれたようなものだったと思うんですけども、今後、これに変えていくということによろしいでしょうか。それがまず第1点目なんですけど。

【篠原班長】

これまで毎年、設置協議をしていたと思うんですけども、その区域も参考にしながら、今回は実際に現地に行って、緯度経度を確認して定めたものになっております。また、これまでの設置協議とほぼ同じ位置にはなっております。

【黒沼委員】

ありがとうございます。よろしいですか。

2番目に確認したかったのは、北緯と東経が少しずつ、ほんのちょっとなんですけど、ずれていたのに気がついたものですから、それは現地に行って計測した結果、こういうふうになったということによろしいんですね。

【篠原班長】

はい、そういうことです。

【黒沼委員】

ありがとうございました。

【鈴木会長代理】

ほかにありましたら、どうぞ。

【黒沼委員】

すみません。もう一つあるんですが。

【鈴木会長代理】

はい、黒沼委員。

【黒沼委員】

これも確認までに教えていただきたいんですけども、例えば12ページとか、多分、ほかのところにも出てくると思うんですけども、規程の中に資源管理の状況等の報告があって、それを書く欄が1ということで12ページにあると思うんですね。これは、具体的にどんなことを想定して、この欄を記入してもらいたいのか。その辺のところを教えていただけるといいでしょうか。

【篠原班長】

これといった決まりはないんですけども、例えばということであれば、休漁期間を設けるですとか、若しくは目合を大きくして、未成魚とか小さい魚を逃がすような形にするとか、そういったものが想定されるかと思っております。

【黒沼委員】

ありがとうございます。結構です。

【鈴木会長代理】

ほかはありませんか。

ほかに御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第1号議案「小型定置網漁業の制限措置等について（諮問）」と第2号議案「小型定置網漁業の許可方針について（協議）」の原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

【鈴木会長代理】

挙手全員により、第1号議案と第2号議案は原案どおり可決・決定いたしました。

なお、第1号議案の内容は公示されますが、公示に当たり、県の法規担当課との調整により、字句等に軽微な修正が必要になった場合には私に御一任いただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

【鈴木会長代理】

御異議なしとのことですので、そのように取り扱わせていただきます。

次に第3号議案「地びき網漁業の制限措置等について（諮問）」と第4号議案「地びき網漁業の許可方針について（協議）」は関連がございますので、一括上程することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【鈴木会長代理】

異議なしとのことですので、第3号議案と第4号議案を一括上程いたします。

それでは、水産課から説明をお願いいたします。

【篠原班長】

説明概要：これまで共同漁業権漁業として管理していた漁協自営の地びき網漁業について、9月1日の漁業権一斉切替に合わせて、知事許可漁業に移行するため、現行の操業形態を継続できる内容とした制限措置や許可方針等について、諮問・協議するもの。

【鈴木会長代理】

説明が終わりました。質疑に入ります。

御意見、御質問がございましたらお願いします。ありませんか。

特に御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第3号議案「地びき網漁業の制限措置等について（諮問）」と第4号議案「地びき網漁業の許可方針について（協議）」の原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

【鈴木会長代理】

はい、ありがとうございます。

挙手全員により、第3号議案と第4号議案は原案どおり可決・決定いたしました。

なお、第3号議案の内容は公示されますが、公示に当たり、県の法規担当課との調整により、字句等に軽微な修正が必要になった場合には私に御一任いただきたいと思いますが、御異議はございませんか。

（「異議なし」の声）

【鈴木会長代理】

異議なしとのことですので、そのように取り扱わせていただきます。

次に、第5号議案「特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和5管理年度における漁獲可能量の追加配分案について（諮問）」を上程いたします。

漁業資源課から説明をお願いいたします。

【藤元班長】

説明概要：漁獲可能量によって管理している、くろまぐろの小型魚と大型魚について、国から令和5管理年度の漁獲可能量の追加配分（小型魚18.4トン、大型魚15.3トン）があったため、これの配分案を諮問するもの。

【鈴木会長代理】

説明が終わりました。質疑に入ります。

御意見、御質問がございましたらお願いします。ありませんか。

嶋津委員。

【嶋津委員】

ちょっと配分量が少なすぎてびっくりしたんですけど、せめて去年並みになるのかなと想像していたんですけども。全国的にマグロの消化率が増えている中での、国の判断だと思えるんですけども、現場で見ている限りでは、毎年、来遊量は多くなっていて、昨シーズン、管理年度の最後のほうもマグロのいないようなところを狙ってやっても、やっぱりマグロが食いついてしまう。どうしようもないような状況で、それでまた漁獲量が少なくなると、かなり厳しくなるなと思っています。30キロ未満のほうも、昨シーズンそれなりの量があって、また漁獲割当も少なくなっている状況の中、かなり厳しくなるシーズンになるなと思っているんですけども、国のほうは、これに対して何か考えとか、新たに追加配分とか、そういうのはないんでしょうか。

【鈴木会長代理】

漁業資源課。

【武田副主査】

漁業資源課の武田でございます。

国は当然、皆様の現場の今の実態は各県から聞いておりまして、特に沿岸漁業につきましては、定置だとか、はえ縄で、狙っていないのにもかかわらず、いっぱい獲れてしまって、その放流が特に非常に手間になっているという実態は把握しています。ただ、配分は国際的な会議の中で決められる数量ですが、特に資源評価が2年に1回という状況であるため、なかなかタイムラグが埋まらないところがあります。実際の資源量に見合った配分量にならないところで、タイムラグが大きく生じていることが問題であることについては、国も理解はしているところです。

6月にまたWCPFCに向けた今後の国際会議への当たり方が示されることとなりますので、そこで国の考え方がまた分かるかなというところで、現状、県で今の国の最新の考え方、国際会議に向けてどうやるのかは把握ができてないところです。

【嶋津委員】

ありがとうございます。2年に1度の資源評価では全然追いつかないような状況だと思うんですね。現場で見ている限りでは。だから、そこを国もやり方を考えてもらうような方向でというのも、また県から強く言っていただければと思います。よろしくをお願いします。

【武田副主査】

ありがとうございます。引き続き、県からは沿岸漁業に特に配慮した配分を強く要望していきたいと思っておりますので、引き続きまた現場の実態とかを教えていただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

【嶋津委員】

よろしくをお願いします。

【鈴木会長代理】

ほかはありませんか。

御意見も出尽くしたようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第5号議案「特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和5管理年度における漁獲可能量の追加配分案について（諮問）」の原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

【鈴木会長代理】

挙手全員により、第5号議案は原案どおり可決・決定いたします。

次に第6号議案「漁業法第73条第2項第2号に規定する『地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者』の判断基準について（協議）」を上程いたします。

水産課から説明をお願いします。

【大槻班長】

説明概要：新規の個別漁業権（養殖業を内容とする区画漁業権など）について、複数の免許申請があった場合などに県が免許者を決定するための判断基準について協議するもの。

【鈴木会長代理】

説明が終わりしたので、質疑に入ります。

御意見、御質問がございましたらお願いします。

本田委員。

【本田委員】

内容じゃなくて、表現の仕方で恐縮なんですけど、判断基準という言葉と審査基準という言葉があるのですが、違いを説明してもらえますか。

【大槻班長】

こちらは38ページの水産庁の通知の（2）の「判断基準」について書いてあるとおりでございます、基本的に審査基準と言っているのは行政手続法にのっとった言い方で、行政手続法で言うところの審査基準をこの漁業法の中では、判断基準と国も言っているのです、こういった使い分けというか、そういう表現となっております。

【本田委員】

ということは、公表しようとしているのは審査基準ですか。

【大槻班長】

審査基準として公表して、その内容の名前が判断基準という形で出す予定ではおりません。

【本田委員】

それでいいんですか。多分、判断基準という名前の審査基準だと思ったんですけども、文章がおかしいですね。これは、審査基準について、審査基準を定めますとい

う文章ですよね。「踏まえ」というところを除いてしまうと。寄与すると認められる者の判断について審査基準を定めるものとするとして、全体を判断基準だと言うんだったらまだ分かるんだけど、判断基準について審査基準を定めるものとするというのは、使い分けもなんだけど、そもそも日本語として変な感じがするんです。

【鈴木会長代理】

水産課、ありませんか。

【大槻班長】

そうですね。ここは、うちが独自というより、国の通知に従った形なので、その辺はどちらがよりベストなのか、また水産庁にも確認を取りながら、実際の公表時には名前については工夫したいと思っています。

【本田委員】

内容を変えろと言っているわけじゃないので、そういう対応で全然結構です。

【鈴木会長代理】

ほかにありませんか。

佐久間委員。

【佐久間委員】

ちょっと教えてください。これだと、共同漁業権の設定がされていれば、カキにしる、小型定置にしる、いいんですよということですね。

【大槻班長】

共同漁業権というか、既に違う漁業権がそこにある場合は、そこ調整がそもそもうまくいかないはずですから、そこは当然よく見ますよということを考えています。それに先立って、そもそも計画を立てるときに、まずそこが共存し得るかという観点で見た上で計画を立てますので、問題がありそうな話はそもそも漁場計画としてルールには乗らないものと思っています。

【佐久間委員】

それでは、現在、ノリの施設が設定されていると。そこにカキの養殖をやっている現状なんです、そうすると、そこはもともと共同漁業権が設定されていないところで船の往来があったわけですね。それが結局、今現在は共同漁業権が設定されていて、そこに船の往来ができないと。カキも設置されたらですね。ノリの中には、その間を通過して航行していたんですが、今回は細かく示されているので、そうすると、そこを航行していた船が今度通れなくなるということですね。そういう場合はどうなるんですか。やはり船のほうが、そこは航行しちゃいけないことになるわけですか。

【大槻班長】

今回、カキの養殖については、今回設定する場所については、まず地元漁協さんがカキを安心してやれるようにということで、漁業調整上の支障もないことから漁場計画を立てましたから、まずは養殖業が優先の上で、その中で仮にその周辺を通る方がいけば邪魔にならないように通っていただくようなのが基本的なところかなと思っています。

【鈴木会長代理】

佐久間委員。

【佐久間委員】

いいです。

【鈴木会長代理】

ほかにありますか。

黒沼委員。

【黒沼委員】

すみません。一つ確認のために教えてください。

先ほど御説明いただきました38ページの「2) 判断基準」の2つ目のアンダーライン

ですね。「地域の水産業の将来を見据え、実効性のある審査基準とするよう検討し、委員会にもあらかじめ示すこととされたい」ということなんですけれど、この「あらかじめ示す」というのは、要は先ほど示していただいた36ページの図で言うと、ノーと一番上に書いてある前の段階で示すことになるのでしょうか。要は状況として、審査基準とするように検討したものを我々委員会にお示しいただいて、その後に海区漁場計画が作成されたものとか、あるいは漁業権者の決定のときの諮問を受けると。そういう流れと理解しておいてよろしいでしょうか。漁業調整委員会としての役割、立場を教えていただければと思います。

【大槻班長】

この「あらかじめ」とは、法律上は、この基準を作るに当たって、委員会の意見聴取は義務づけられてはいるんですが、国は通知の中で、そこを補うように、作って事後報告ではなくて、委員会の意見を聞いた上で、この基準を作ることがいいですよという形ですので、漁場計画というよりは、実際に競願があつて、計画を作る前に委員会の意見を聞いた内容として作ったほうがいいですよという趣旨になるかと思いません。

それから、これは仮に競願があつて、どちらかを落とさなきゃいけない場合には、また別の法律の規程で、それに当たっては委員会の意見聴取がまた一つ手続として定められていますから、今回作って終わりというよりは、仮にこれから手が複数挙がつて、どちらかを落とさなきゃいけないときには、あらかじめこの基準に沿って、県としてはこう考えますと委員会に諮った上で、決める形になります。

【黒沼委員】

分かりました。ありがとうございます。よろしく申し上げます。

【鈴木会長代理】

はい、佐久間委員。

【佐久間委員】

もう一点、教えてください。

公聴会のときに同意を取るということで私も同意したんですが、それは今回のこれだと同意は要らないということになりますね。

【大槻班長】

公聴会のときは、これではなくて、いわゆる小型定置網のことについての同意だったかと認識しております。そちらについては、公聴会のときに県の担当から説明したとおり、引き続き同意を得た上で小型定置の設置をすることだと認識しております。

【佐久間委員】

小型定置は分かりましたけど、同じ場所でカキの養殖をやった場合、同じエリアを通るわけですね。その場所を通るわけです。ですから、そこは通れないと。結局、定置の権利の漁業者とすると定置もカキも同じですと。設置してあるから通れない。走れないわけですね。ですから、それについては同意を取るという話だったんですが、これは要らないということですか。カキの場合には要らないということですか。

【大槻班長】

カキは今回、個別漁業権の免許として設定する考えですから、いわゆる法律的な同意が要るか要らないかと言われると、我々としては同意は要らないかなと。ただ、仮にそこで通ろうとしている方が困っていて、何か問題が起きるということであれば、そこは個別に状況をお伺いしながらの対応かなとも考えております。

【佐久間委員】

分かりました。よろしく申し上げます。

【鈴木会長代理】

ほかにありますか。

清水代理。

【清水会長代理】

長くなって悪いんですけども、先ほどの水産課からの説明で、今までやっていた

漁業権については基本的にはそのまま継続できますと。それから千葉県では競願はほとんど事例がないと。西日本のほうでいろいろあったと。心配することがあったという説明ですけれども、宮城県のほうでも桃浦かどこかでも事例があって、人間が相手の話なので、将来にわたってゼロという可能性はないので行政としては、あらかじめこういうものを作ろうということで、今回、諮問されているのだと思うんですけど、その上で私のほうから一つお願いしたいことは、地域の水産という観点であれば、やっぱり地域の漁業者との調和とか、地元の流通や加工との連携だとか、これは大事だと思うんですけど、先ほど水産課からの説明の中でもあったとおり、地元の漁民、これは確かに改正前の漁業法に明記されていて、今回消えちゃったんですけど、これについても、この中で確かにニュアンスは読み取れるものですから、修正だとか追加とかは私は求めませんけれども、実際、もし審査をするような場面があったらば、地元の漁業者の雇用という程度、これについても配慮していただきたいなと思います。

以上です。回答はいいです。

【鈴木会長代理】

はい。ほかにありませんか。

では、御意見も出尽くしたようですので、質疑を終了し採決に移りたいと思います。

第6号議案「漁業法第73条第2項第2号に規定する『地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者』の判断基準について（協議）」の原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

【鈴木会長代理】

挙手全員により、第6号議案は原案どおり可決・決定いたしました。

次に第7号議案「遊漁のまき餌釣りに係る委員会指示について」を上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。

【川合主査】

説明概要：当該委員会指示の有効期限は7月31日に満了することから、今後の取扱

いについて、時点の更新のほか従来どおりの内容で審議するもの。

【鈴木会長代理】

では次に水産課から説明をお願いします。

【大槻班長】

説明概要：委員会指示発出の経緯と、まき餌釣りについて委員会指示と海面利用協議会推奨ルールとの2つの枠組みで調整を図っており、引き続き従前と同じ内容で指示を発出することが適当と考える旨、補足。

【鈴木会長代理】

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

御意見、御質問がございましたらお願いします。

和田委員。

【和田委員】

今年、茨城と千葉の連合海区があるみたいなんですね。その中で、会議のたびに、遊漁のまき餌のことが出るんですよ。遊漁船同士で話をするようになっていますが、その進捗状況はどうなんですか。

【鈴木会長代理】

水産課。

【大槻班長】

千葉・茨城で議論になっているのはヒラメの生餌釣りのことではないんですかね。

【和田委員】

まき餌のことも一緒に出てくると思いますので。遊漁船同士で話し合うことになっているということで、いつも話が終わるんですよ。その遊漁船同士でのお話というのはやっているんですかね。

【大槻班長】

ちょっとまき餌に関して、銚子なり、茨城側とで何かあるという話は我々が把握している中にはないんですが、そこはまた状況をよく聞きながら確認させていただければと思います。

【和田委員】

だから、遊漁船同士で話してるのかという話です。

【大槻班長】

ヒラメの生餌釣りに関しては事例としてあるかと思いますが。

【和田委員】

実際、いつも遊漁船同士で話をしてくれよということで分かれている。その遊漁船同士で本当に話してるのかと。

【大槻班長】

今、そこに関しての話合いは近年はあまりないものと思っています。

【和田委員】

なかったら、また今年言われるよ。それはやっぱり県同士でやって、遊漁船同士を集めてやらきゃ駄目でしょう。

【大槻班長】

ヒラメの生餌釣りに関しては、県同士での話合いと国も交えて引き続きやっておりますので、その状況を見ながら対応したいと思っています。

【和田委員】

実際に遊漁船同士でやらせなきゃ駄目だということです。県と国ではやっているといったって、実際、いつもそうでしょう。遊漁船同士でやらなかったら、また今年も同じことをやることになっちゃうかもしれない。

【大槻班長】

そういった状況も踏まえながら対応したいと思います。

【和田委員】

お願いします。

【大槻班長】

いきなり遊漁船同士でできない状況もあるかと思しますので、それをやるための準備といたしますか、調整を経た上でないと、そういったテーブルをなかなか作れないところもあるかと思しますので。

【和田委員】

今まで2年おきにやって、いつもそれで言ってるんだよ。何でまだできないのか、おかしいじゃないのかと。

【大槻班長】

そこは茨城との話合いを国も交えてやっていますので、引き続き難しい課題だと思っていますが、なるべく前に進むように対応していきたいと思えます。

【鈴木会長代理】

そういうことでお願いします。

ほかにありませんか。

黒沼委員。

【黒沼委員】

ありがとうございます。今の話合いの中で何となく答えは出たような気がするんですけども、41ページの有効期限、これは1年間に絞ってあるんですけども、これまでの経緯を考えて、例えば2年間とか3年間、そういうような期限になる状況ではなかったのでしょうか。それを教えてください。1年間でこれは区切ることが、もう最初から決められているやり方なんではないでしょうか。それを教えていただきたいと思えます。

【鈴木会長代理】

水産課。

【大槻班長】

特に委員会指示の期限をこうしなきゃいけないというルールはございませんので、現状としては1年ごとに見直してということですが、それは決まったものではありませんので、また状況を見ながら考えていきたいと思います。

【黒沼委員】

ありがとうございます。よろしく申し上げます。

【鈴木会長代理】

ほかにありませんか。

本田委員。

【本田委員】

質問なんですけど、(1)の区域だけ、何か日本測地系と世界測地系で書き分けているんだけど、そこは何か事情があったんだったっけ。

【鈴木会長代理】

水産課。

【大槻漁業調整班長】

そこは今すぐ即答できませんが、恐らく地元の実態とかがあってのことだと思えますが。

【本田委員】

これは世界測地系で書いてあるんだけど、一覧表のほうを見たら、そうになってないんですね。世界測地系だけのところと、日本測地系と世界測地系と書いてあるのが一覧表を見るとあるんですけど、これとこの委員会指示が合っているんですか。

【大槻漁業調整班長】

委員会指示の本文については全て、括弧書きの中が日本測地系の掲記をしているところですが、推奨ルールのほうは、地元の船によって日本測地系に対応していないような機械がまだあるとか、そういったところもあるようですので、そういったところは併記をしている形になってございます。

【本田委員】

要は、この地区だけまだ両方併記しないとイケないというところがあるということですね。

【大槻班長】

それは地元の漁船の状況といいますか、そういったところが原因になるかと思いません。

【本田委員】

そんな事情がなくなるまで、全部併記するというような整理をしているということですね、これは。

【大槻班長】

はい、そうです。

【本田委員】

そういう理解なら結構です。

【鈴木会長代理】

ほかはありますか。

御意見も出尽くしたようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第7号議案「遊漁のまき餌釣りに係る委員会指示について」の原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【鈴木会長代理】

挙手全員により、本議案は原案どおり可決・決定となるところですが、遊漁等の調整に関わる委員会指示の発出に当たっては、事前に千葉県水産振興審議会海面利用調査部会の意見を聞く必要があります。そこで部会の意見を聴取した結果、修正意見が出された場合は、再度、本委員会で審議することといたしますが、原案に異議ない旨の内容であった場合は、本委員会で再度の審議は省略し、原案どおり可決・決定の上、委員会指示を発出することとしてよろしいでしょうか。賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【鈴木会長代理】

挙手全員により、そのように取り扱わせていただきます。

なお、委員会指示については公示する必要があると思いますが、公示に当たり、県の法規担当課との調整により、字句等に軽微な修正が必要になった場合には私と事務局に御一任いただきたいと思いますが、御異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

【鈴木会長代理】

異議なしとのことですので、そのように取り扱わせていただきます。

次に議題8の「その他」ですが、皆さん、何かありますか。

はい、平島委員。

【平島委員】

先月4月20日が終わってから、クロマグロのことについて聞いたんですが、漁船漁業の場合は認可・許可による漁業を行うということですよ。許可のない人はできないと思うんですよ。うちは前は16隻ぐらいあったけど、今は5隻ぐらいしかないのか

な。それをやってないから、取り消しますということで取られちゃったみたいなんですけども、それとは別に定置協会の場合は千葉県定置協会がありまして、そこにマグロの許可は出てくるのかなと私は思っているんですよ。全国組織の定置協会もありますけれども、それについて千葉県としては千葉県の負担金もありますし、会長になれば、年3回ぐらい行ったりすることもやっています。それについて、うちらは今まで入っていた人が抜けちゃったりした場合は、私は定置協会に来たんだから、漁業者の認可・許可と私は同じだと思っているわけ。多分、トン数とかで来るのがね。それについて県としてはどう思っているのかと、今度の会議まで返答をいただきたいということで言ったんだけど、それについての返事はできる？できなければ、次のときでもいいんだけどね。それだけ聞きたい。簡単でいいです。

【鈴木会長代理】

はい、資源課、お願いします。

【武田副主査】

すみません。私のほうで、前回の委員会のとき、その話を聞いてなくて、どなかたにお話をされたのかはちょっとあるんですけども。

【平島委員】

2，3人に話をした。

【武田副主査】

まずクロマグロの採捕については基本的には禁止されているんですけども、漁船漁業の場合は、沿岸クロマグロ漁業の承認があれば基本的にはできると。ただ、過去に実績がなかったり、あとは当然希望がなければ、その承認が得られていないと思いますので、その方たちは基本的には採捕はできないと。

【篠原班長】

広域漁業調整委員会のクロマグロの承認に関しましては、定置漁業は、その承認の対象外になっていますので、承認の必要な漁業とはなってないです。ですので、定置

漁業に関しては承認はなくてもクロマグロは獲れると。ただ、TACの枠組みの中で数量の部分を守らなきゃいけない部分はありますよと。そういうような仕組みにはなっておりません。

【平島委員】

そうすれば、何もしなくても獲ってもいいと。許可制だと思っているから、定置協会のほうで割振会議なんかをするんですよ。そのときに、定置に対して幾らと来たときに、会議に出ていなければ割り振りできなくなっちゃうんじゃないかと私は思っています。そうしたら、くれないよと言ったら、それで済むのか、それとも無理して、みんなにやらなくてもいいのか。やはり全国組織に行ったときの負担金とか、そういうのもあるし、私らは入っていただきたいと願っているわけ。でも、入ってこない。今度、企業が定置をやるようになっているから、そういう漁業者じゃなくて企業がやってくると、そういうことに入ってくなくなるから、それは県のほうから、本当なら入っていただきたいということを言っていたら、私は仲よくできるのかなと思っています。

【武田副主査】

制度上は定置であればマグロは獲れるんですけども、あとは定置協会さんの中でどう配分するかという話になってくるかなというところだと思います。

【平島委員】

私らが言うのは、統計が取れなくてもいいのかということなんです。定置協会の中で割り振りしたり、今日は幾ら獲ったというのを全部、水産事務所と定置協会に申請するわけ。それで、これぐらい漁獲がいったから、やめてくださいとかと、そういうのを出せるんですけども、申請がないほかの人は、言わなければ定置協会は分からないし、それはいかがなものかなと。

【武田副主査】

報告の体制が整っていない場合は、やはり基本的には法律で必ず報告しなきゃいけないことになっておりますので、そういう報告ができないような体制であれば、望ま

しくない状況だとは思いますが。

【玉井副技幹】

今、平島委員が発言した内容については、先ほど話があったと思うのだけでも、定置協会に入らないような民間企業と一緒にやるような事例が出始めてきている。そういったときに、定置協会の中でクロマグロの漁獲量をうまく割り振りをしているんだけど、そういうのは全く関係なく獲れるのかというような話なんじゃないかなと思うんですけど、それに対して答えていただきたいということなのかなと思います。

【武田副主査】

それについては、また状況とかを確認させていただきながら、御相談になるかなと思うんですけども、いずれにしろクロマグロを獲る場合は報告は必ず必要なものになります。また状況をお聞かせいただければと思います。

【鈴木会長代理】

定置協会として、定置協会に入りなさいと言っても入らないんですよ。だから、県が、定置をやりたければ千葉県定置協会に入りなさいと強い指導をしてくれれば良いと思うんですけど。そういうことでお願いします。

【武田副主査】

分かりました。

【鈴木会長代理】

はい、松本委員。

【松本委員】

ここで質問していいことかどうかわからないんですけども、ちょっと教えてください。

船釣りをする遊漁者の皆さんにはルールがあることは先ほど出ましたけども、漁港内の岸壁で釣りをする人たちにはルールはないのでしょうか。要するに、釣り糸なん

かが船のロープに引っかかって、漁業者がけがをするのが多々あるんですよ。そういう漁港内で釣りをする人たちにはマナーのいい人もいるんですけども、悪い人も結構いるんです。だから、そういうようなルールがあるかどうか教えてもらいたいと思います。お願いします。

【鈴木会長代理】

水産課。

【大槻班長】

水産課です。漁港内での釣りのマナーとかルールに関しては、基本的には、それぞれの漁港の管理者さんのルールの中での対応となると思いますので、漁港によっては、ここでは釣り禁止等とされているところが結構多いと思います。そこはよく県営漁港なら漁港事務所ですし、市の漁港であれば市と相談していただきながら、ここはちょっと危ないから釣り禁止にしようとか、そういった形で御対応いただくのがいいのかなと思います。

【松本委員】

それは漁港単独で相談して決めてよろしいという判断でいいのですか。

【大槻班長】

具体的には多分、管理者さんの判断にはなるとは思うんですが、管理者さんとして合理的理由があって、ここは規制をかけなければということであれば、そういったことをやるのは特に問題ないのかなと思います。具体的には個々の漁港の管理者さんが判断されていくものなのかなと思います。

【松本委員】

ありがとうございました。それじゃ、判断して、許可を取るとかという形は必要ですか。

【大槻班長】

それは漁港管理者さんとの話なので、水産課への、いわゆる採捕する観点に関しての許可とか、そういったのは不要です。

【松本委員】

はい。ありがとうございます。

【鈴木会長代理】

和田委員。

【和田委員】

今の話だと、銚子の場合には、銚子に漁港事務所があります。そうすると漁港課が全部やってくれるということですか？

【鈴木会長代理】

水産課。

【大槻班長】

まずは地元の銚子の漁港事務所と御相談いただくのがいいのかなと思います。

【和田委員】

それでいいのですか。

【大槻班長】

まずお話しいただくのは地元の漁港事務所さんにお話しいただく形がいいのかなと思います。

【玉井副技監】

すみません。委員会指示でも、41ページの3に「船舶を使用しないで遊漁のまき餌釣りをする場合は、当該まき餌の使用量は必要最小限の量とし、漁業権が設定されて

いる区域にあつては、漁業権者の漁場管理に協力しなければならない」となっておるので、漁港内も共同漁業権の中に含まれるところが多いと思うんですが、例えばそこで漁場管理をしっかりと漁協がやっているというのであれば、それをお願いするような形になるのではないのかなと事務局としては考えております。

【鈴木会長代理】

ほかにありませんか。

特になければ、議題は全て終了いたします。

次に会議次第5の「その他」ですが、皆さん、何かありますか。

特になければ会議次第5の「その他」を終了し、会議次第6の「事務局連絡事項」に移ります。

それでは、事務局よりお願いします。

【川合主査】

(事務連絡)

【鈴木会長代理】

それでは、これをもちまして第20回千葉海区漁業調整委員会を閉会いたします。

御苦労様でした。

午後5時 閉会